

## 国立大学法人大分大学競争的研究費等業績手当支給細則

令和4年5月31日制定  
令和4年細則第19号

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第29条の3第2項の規定により、競争的研究費等業績手当の支給に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この細則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「競争的研究費等」とは、研究代表者等が獲得した競争的研究費又は民間からの受託、共同研究等の外部資金をいう。
- (2) 「人件費充当額」とは、競争的研究費等を使用する研究に従事する職員のエフォートの比率に応じた人件費の額をいう。
- (3) 「人件費相当財源」とは、研究代表者等の人件費のうち、人件費充当額に相当する財源をいう。
- (4) 「研究代表者等人件費制度」とは、研究代表者等の希望に応じて競争的研究費等から人件費充当額を算出し、当該競争的研究費等の直接経費からその人件費充当額を充てることにより、人件費相当財源として活用する制度をいう。
- (5) 「研究代表者等」とは、競争的研究費等を獲得した研究代表者又はその研究分担者をいう。
- (6) 「P I」とは、研究代表者等人件費制度の適用を受ける研究代表者をいう。
- (7) 「P I等」とは、P I及び研究代表者等人件費制度の適用を受ける研究分担者をいう。
- (8) 「エフォート」とは、研究代表者等の1年間の全業務時間のうち、当該競争的研究費等に関する研究に充てる時間をパーセントで表したものをいう。

### (支給対象者)

第3条 競争的研究費等業績手当は、次の各号のいずれかに該当する職員を対象として支給する。

- (1) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第2条第2項に規定する教育職員のうち教授、准教授、講師及び助教
- (2) 国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）第2条第2項に規定する特任教員のうち特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教

### (支給額)

第4条 競争的研究費等業績手当の支給額は、P I等の人件費充当額の範囲内で、別に定める手続により決定する。

### (雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、競争的研究費等業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この細則は、令和4年6月1日から施行する。